

# 法人税顧問 (Ver.H24.2)

## 平成 24 年度追加改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

### 発売予定日

2012年10月中旬リリース予定

### バージョンアップ対象

Ver.H24.1以降

電子申告更新用プログラム  
(Ver.H24.2.e3) は、  
2012年10月17日公開予定

## 改正内容

### 特別償却の税制改正の主な内容

#### ●エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（特別償却の付表(二)）

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定を受けた、太陽光または風力発電設備で一定規模以上の設備について、即時償却ができることとされました。  
平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間内に取得等をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した資産が対象となります。
- 上記改正に伴い、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の対象となる新エネルギー利用設備等から、太陽光および風力発電設備が除外されました。

#### ●中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却（特別償却の付表(三)）

- 対象資産に測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器が追加（製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品の追加）されました。
- 対象となるデジタル複合機の範囲から指定期間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が120万円以上のものが除外されました。
- 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

## システムの対応

#### ●税制改正に伴うシステムの変更内容

システムで対応している帳票のVer.H24.10から変更した帳票は、次のとおりです。

別表六（十七）	別表十一（三）	特別償却の付表（一）	特別償却の付表（二）	特別償却の付表（三）
特別償却の付表（四）	特別償却の付表（七）	特別償却の付表（十八）	適用額明細書	第六号様式
第六号様式別表二の三	第六号様式別表五	第六号様式別表五の二	第六号様式別五の二の二	
第六号様式別表九	第九号の二様式	第九号の三様式	第二十号様式別表二の三	
第七号様式	第二十号の三様式		欠損金の繰戻しによる還付請求書	

# 復興特別法人税の対応について

復興特別法人税（平成 24 年 4 月 1 日以後開始課税事業年度から適用）に伴うシステムの変更内容は、次のとおりです。

参考資料)「復興特別法人税のあらまし（平成 24 年 3 月）」(国税庁ホームページ)

→ [http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/fuko\\_tokubetsu/01.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/fuko_tokubetsu/01.htm)

## ●復興特別法人税申告書別表の新規追加

帳票等	別表名
復興特別法人税 別表一（カラーOCR帳票）	各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書
復興特別法人税 別表二	復興特別所得税額の控除に関する明細書
復興特別法人税 別表三	外国税額の控除に関する明細書

## ●既存別表へ転記計算の対応

復興特別法人税申告書別表の新規追加に伴い、以下の既存別表への転記計算に対応します。

帳票等	変更内容
別表三(一)	法人税額及び復興特別法人税額(4)：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表一(4)」の加算を追加
別表四	法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額(31)：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表二(6)の③」の加算を追加
別表五(二)	確定(4)の②の下段：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表一(4)」の加算を追加

その他、検算・税額計算画面、納税一覧表、税務基本項目比較表、税務代理権限証書、税務署用紙への印刷に追加など対応します。

## ⚠ データの互換性について

・連動可能な減価償却応援のバージョンは以下のとおりです。  
減価償却応援 Ver.14.0 以降

## 保守にご加入されていない方



保守サービス契約には以下の**特典**があります。  
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

### ポイント1

安心電話サポート  
システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

### ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供  
法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

### ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス  
原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間1回まで)

お問い合わせ先

 北海道オアシス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください